

# 待機児童対策(補足資料)

11月24日の国家戦略特区WGにおける御指摘を踏まえて

1. 市町村の活用意向及び効果
2. 面積基準緩和の具体的提案
3. 採光基準緩和の具体的提案

大阪府・大阪市  
平成28年12月2日

# 1. 市町村の活用意向及び効果

○府内の37市町が「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」に参加

①保育に従事する人員の配置基準の緩和を希望する市町村数 15市町

＜市町村からの意見＞

- ・年度途中の待機児童受け入れに活用できる
- ・保育士不足により、定員を減らしている園で効果がある
- ・第97条の基準は満たしていたとしても、第95条及び96条の基準を満たせないために定員を減らしている園で効果がある
- ・きょうだい同一園入所が実現しやすくなる

②保育所の面積基準の緩和を希望する市町村数 16市町

＜市町村からの意見＞

- ・年度途中の待機児童受け入れに活用できる
- ・一部地域の待機児童解消に活用できる（入所希望に地域偏在が発生しているため）
- ・きょうだい同一園入所が実現しやすくなる

## ●市町村との意見交換の状況

特区提案の内容に賛同する市町村と意見交換の場を設定し、基準緩和の対象や効果、課題などを議論（平成28年6月～9月に計3回開催）

## 2. 面積基準緩和の具体的提案

### ○ 保育所の居室の床面積基準に係る特例の改正

対象
保育所・認定こども園

#### ● 現 状

- ・ 面積基準は全国一律が原則であり、下記の①かつ②の要件を満たす場合に限り、面積要件の緩和が認められている。
  - ① 前々年4月1日現在で待機児童100人以上
  - ② 前々年1月1日現在で住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える

#### ● 課 題

- ・ 前々年の待機児童数を要件としているため、要件が実態とかい離している。
- ・ 都心部以外の新興住宅地においても、待機児童は増加している。

### 提 案

- ・ 待機児童100人以上では小規模市町村はカバーされないこと、高地価の都心部以外にも対象とすべき市町村があること等から、  
「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策（平成28年4月7日付通知）」に参加する全ての市町村を対象に、全年齢児を対象として保育室等の面積基準を1.65㎡若しくは1.98㎡に緩和されたい。
- ・ 但し、安全性確保のため人材・スペース・設備の確保、安全観察等を義務付けるなどの対応策を講じることを検討する。

# 3. 採光基準緩和の具体的提案

対象
保育所・認定こども園

## ●現状

建築基準法第28条（施行令第19条及び告示を含む）において、

- ・保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室における「採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合」は、「1/5以上」と定められている。ただし、次の（イ）及び（ロ）を満たす場合は、「1/7以上」とすることができる。

（イ）床面からの高さが50cmの水平面において200lx以上の照度が確保されていること

（ロ）採光に有効な部分のうち、床面からの高さが50cmの部分の面積が、床面積の1/7以上であること

- ・一方、専修学校や大学等の教室では、「1/10以上」まで許容されている。

（参考（他法令））

- ・「学校保健安全法に基づく学校衛生基準」及び「JIS照度基準」において、学校教室における必要照度は300lx以上とされている。
- ・「労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則」において、精密な作業を行う作業面における必要照度は300lx以上とされている。

## ●課題

- ・賃貸物件を活用した保育所等整備が進む中、都市部を中心に物件の確保が困難な状況にある。また、見つけた物件が採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合がある

## 提 案

- ・「床面からの高さが50cmの水平面において300lx以上の照度が確保されていること」を条件として、「採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合」を「1/10以上」としていただきたい。